(趣旨)

第1条 蒲郡市の農林水産業を維持発展させ、農業後継者又は漁業後継者の確保及び育成を図るため、新たに農業又は漁業に従事する意思を表明し、実際に農業又は漁業に就業する者(以下「新規就業者」という。)に対して予算の範囲内において奨励金(以下「新規就業者奨励金」という。)を交付するものとする。

(新規就業者の要件)

- 第2条 新規就業者奨励金の交付を受けることができる新規就業者は、市内に住所を有する者(Uターン(進学、就職等により他の市町村に転出した者が、再度出身地の蒲郡市に転入することをいう。)又はIターン(他市町村の出身者が蒲郡市に転入することをいう。)した者を含む。)であって、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 農家又は漁家世帯の子弟又は経営主であって、次のいずれかに該当する年齢40歳未満の者
 - ア 中学、高校又は大学(農業大学校を含む。以下同じ。)を卒業し、直 ちに農業経営体又は漁業経営体に就業する者
 - イ 中学、高校又は大学を卒業し、6月以上の農業研修機関又は漁業研修機関(先進農業経営体又は先進漁業経営体での実習を含む。以下同じ。) で研修を終えた後就業しようとする者(農業又は漁業以外の職業に関わり社会経験を経過した後に、農業研修機関又は漁業研修機関で研修を終える者を含む。)
 - ウ 農業又は漁業以外の職業に関わり社会経験を経過した後に、実家又は知人の農業経営体又は漁業経営体の一員として6月以上の農作業又は漁業操業に従事した後に本格的に就業する者
 - (2) 前号イ又はウに定める要件に該当することとなる者で年齢40歳以上 50歳未満のもの
 - (3) 農業経営体又は漁業経営体の従業員として農業又は漁業に新規に就業しようとする年齢25歳以上50歳未満のもの
 - (4) 農業又は漁業への就業基盤の無い者が、6月以上の農業研修又は漁業

研修を終えた後、農地又は漁船の取得又は賃貸借で就業条件を整えて農業又は漁業に新規に就業しようとする年齢25歳以上50歳未満のもの

- 2 前項第1号から第4号までに規定する年齢については、新規就業者奨励 金の交付申請をする日の満年齢によってこの要綱を適用する。
- 3 前条の新規就業者とは、次に掲げる者とする。
 - (1) 農業の場合、農業就業日数が就業日数の過半を超え、かつ主たる生計を農業所得、専従者給与又は法人からの給与で賄う就農の形態が自営農業に従事、法人等に常雇い、又は新たに農業経営を開始することが見込まれる者
 - (2) 漁業の場合、漁業就業日数が就業日数の過半を超え、かつ主たる生計を漁業所得、専従者給与又は法人からの給与で賄う漁業就業の形態が漁業経営体に従事、法人等に常雇い、又は新たに漁業経営を開始することが見込まれる者

(新規就業者奨励金の金額)

- 第3条 新規就業者奨励金の金額は、次の各号に掲げる区分により定める金額とする。
 - (1) 前条第1項第 1 号アに掲げる者で中学又は高校卒業後就業するもの 5万円
 - (2) 前条第1項第1号アに掲げる者で大学卒業後就業するもの 8万円
 - (3) 前条第1項第1号イ又はウに掲げる者 10万円
 - (4) 前条第1項第2号又は第3号に掲げる者 15万円
 - (5) 前条第1項第4号に該当する者 20万円
- 2 蒲郡市の財政その他の事情により新規就業者奨励金の金額を減額し、又 はこの要綱による新規就業者奨励金交付制度を廃止する場合がある。

(申請手続)

- 第4条 新規就業者奨励金の交付を受けようとする者は、新規就業者奨励金 交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しな ければならない。
- 2 前項の規定による交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分により定める時期とする。
 - (1) 第2条第1項第1号ア又は第3号に該当する者 新規に就業するとき。

- (2) 第2条第1項第1号イ又は第4号に該当する者 農業研修又は漁業研修を始めるとき。
- (3) 第2条第1項第1号ウに該当する者 農業又は漁業に従事するとき。
- (4) 第2条第1項第2号に該当する者 農業研修若しくは漁業研修を始めるとき、又は農業若しくは漁業に従事するとき。
- 3 前項の規定による区分により定める時期の開始時期については、次のと おりとする。
 - (1) 新規に就業するときとは、農業の場合、農地基本台帳に登載された農地を耕作、又は農作物の栽培を開始した日とする。漁業の場合、漁業操業又は採貝した日とする。
 - (2) 農業又は漁業に従事するときとは、前号と同様とする。
 - (3) 農業研修又は漁業研修を始めるときとは、研修の初日とする。
- 4 交付申請書の提出期限は、第2項で定める時期から1年以内とする。 (新規就業者奨励金の交付決定)
- 第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、 適当と認めたものについて、速やかに新規就業者奨励金の交付決定をする ものとする。
- 2 前項において、市長は新規就業者奨励金の交付決定をしたときは、交付申請書を提出した者(以下「交付申請者」という。)に対して新規就業者奨励金交付決定通知書(第2号様式)によりその決定の内容及びこれに付した条件を通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第6条 交付申請者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、 当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき は、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金 の交付決定はなかったものとみなす。

(就業状況の検証)

第7条 市長は、第5条に規定する新規就業者奨励金の交付決定の通知を行ったときは、第3号様式により農業協同組合、農事組合法人又は漁業協同組合(以下「関係団体」という。)にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する通知を行った関係団体に対し、交付申請者の就業状況調査を就業状況調査依頼書(第4号様式)により、新規就業者奨励金交付決定をした日から概ね6月を経過した時期に依頼し、その結果を就業状況調査報告書(第5号様式)により求めることとする。
- 3 新規就業者奨励金の交付決定を受けた者が、第1項に掲げる団体に所属 しない場合は、第3号様式による通知を行わないものとし、市職員が交付 決定から概ね6月を経過した時期に就業状況調査報告書(第5号様式)を 整理するものとする。

(新規就業者奨励金の支払時期)

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書に記載された内容のとおり農業又は漁業に就業している事実が認められた旨の報告が関係団体等からなされたときは、交付申請者の請求により新規就業者奨励金を支払うものとする。

(就業状況の報告)

第9条 前条の規定により新規就業者奨励金の交付を受けた者は、新規就業者奨励金の交付を受けた日から1年を経過したときは、経過後30日以内に市長に対し就業状況報告書(第6号様式)を提出しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に第2条に掲げる要件を満たし、かつ、要件を満たすこととなった日以降概ね6月を経過しない者は、第4条第2項に掲げる区分により新規就業者奨励金の交付申請をすることができる。この場合において、交付申請者は、第2条第1項に掲げる要件について、関係団体の検証を受けるものとする。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。